

令和 8 年 7 月 8 日

◎久保委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時58分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎久保委員長 本日の委員会は、委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案について、内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 9 号議案、以上 2 件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第 1 号「令和 8 年度高知県一般会計補正予算」のうち、L P ガス料金高騰対策支援事業費補助金について、執行部から、国の重点支援地方交付金を活用し、L P ガス料金の高騰の影響を受けている生活者に対して支援を行うものである。国が行う都市ガス料金支援に合わせて実施しており、対象は県内で L P ガスの供給を受ける一般消費者等約 21 万世帯の予定で、1 世帯につき 1 か月当たり 800 円、2 か月で合計 1,600 円を各世帯の L P ガス料金から減額する形で実施するとの説明がありました。

委員から、消費者からすれば、2 か月分が値引きされた後に 3 か月目に急に値上がりすることとなるが、消費者への周知は L P ガス協会が行うのかとの質疑がありました。

執行部からは、L P ガス協会がチラシを作成し、販売店が検針の際にあらかじめ周知するとともに、新聞広告での広報により消費者への周知を行うとの答弁がありました。

次に、第 9 号「県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案」について、執行部から、5 つの総合防災対策推進地域本部に配備する自走式シャワーカー 5 台を、予定金額 7,194 万円で、アクアデザインシステム株式会社から買い入れることについて議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、このシャワーカーは県内事業者が製造することになるので、これを防災関連製品として県が認定すれば、県外へのアピールとなるが、防災関連製品の認定はどうかとの質疑がありました。

執行部からは、シャワーカーは、今回新たに製造するものなので、製造後であれば防災関連製品の審査会に諮ることは可能である。なお、搭載される浄水器はすでに防災関連製

品に認定されているとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計補正予算」のうち、職場環境改善等支援事業費補助金について、執行部から、国の令和7年度補正予算により、医療機関における業務効率化、職場環境の改善に資するICT機器の導入等に係る経費を支援するものである。

医療機関への事前の意向調査を踏まえ、国から各都道府県に示された配分額により予算を計上している。

今後、各病院が作成する業務効率化計画等について、県で実施する評価に基づき、厚生労働大臣において補助対象事業者が決定されるとの説明がありました。

委員から、補助対象事業者の要件として、最大3年間を対象とする業務効率化計画を作成していることになっているが、現在作成している病院は把握しているか、また、国の採択の見込みはどうかとの質疑がありました。

執行部からは、業務効率化計画を提出しているのは、36病院である。実際採択にならないと分からないが、予算規模としては、2桁にいかないぐらいの件数になると想定しているとの答弁がありました。

さらに委員から、採択されなかった病院に対する救済は考えていないかとの質疑がありました。

執行部からは、令和9年度以降は、地域医療介護総合確保基金の事業メニューとして新たに位置づけられることが決まっている。そうしたものもできる限り活用しながら、今回採択されなかった病院にも支援ができる方法について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、危機管理部についてであります。

「消防広域化の取り組み状況について」、執行部から、令和8年5月に開催された実務協議会における資料に基づき、移行の進め方と目標年次、県推奨案における規約等の議決スケジュール（案）、分賦金の算定に関する基本的な考え方などについて、説明がありました。

委員から、消防は各市町村に権限がありながら、県が広域化に踏み込むことなので、各市町村の独自性の中でどういう判断をするのか丁寧に聞き取る必要があると思う。現状と県のやりたい中身を各自治体がしっかりと議論して、参加をする、しないも含めて、そこに寄り添う形にしないと、どこかで厳しい対応をするようなことになってしまうのではないかと危機感を持っている。責任のある現場に対して、リスペクトしながら進めていかなければならないと思うとの意見がありました。

執行部からは、広域化の議論に当たっては、統一すべきところと、地域の独自性を残す

ところについて各消防本部などと個別のヒアリングを行いながら、意見を取り入れる作業を丁寧に行っており、今後もその姿勢で臨んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、これまでも消防の広域化について、各市町村に対して説明はされてきたと思うが、より一層の説明に努めるようにとの要請がありました。

次に、健康政策部についてであります。

「高知県収容動物飼養管理ガイドラインの策定について」、執行部から、県ではこれまで、県の収容動物の飼養管理に関する取組の方針、具体的な手続や根拠を明文化したものがない状態であった。このため令和7年度から、動物愛護の関係者の意見も踏まえながら、その策定を進めてきた。

ガイドラインにより明確にした動物の飼養管理、状態の評価に関する基準を適切に運用し、県民にも分かりやすい動物愛護行政を進めていきたいとの説明がありました。

委員から、動物愛護の観点で、譲渡、安楽死の部分もガイドラインに位置づけてくれたことは、高く評価したい。県と高知市で連携をしていきながら、新たにできる動物愛護センターの活動につなげていただきたいとの意見がありました。

執行部からは、これまでも安楽死処置という選択肢は、国の考え方に準拠した形で持っていた。ガイドラインでは一般家庭で飼養可能な動物は積極的に譲渡した後、攻撃性の問題や、治る見込みがない病気を抱えている動物がいる場合は、動物福祉の観点から、やむを得ない最終的な手段として、安楽死処置という選択肢を持っておくことを明記したものである。また、最後までしっかりと飼っていただくことの啓発などの考え方もまとめた。

このガイドラインを、高知市も含め、全県で適切に運用していきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

「高知県文化芸術振興ビジョンの改定について」、執行部から、平成29年4月に施行した高知県文化芸術振興ビジョンについて、令和8年度が計画期間の最終年度に当たることから、現在改定に向けた取組を進めている。

現行ビジョンでは、ビジョン全体を貫く数値目標は設定していなかったが、県が行う施策である以上、成果を測定する指標が必要であるという考え方にに基づき、次期ビジョンでは全体を貫く数値目標及び基本方針ごとの数値目標を設定する方向で検討しているとの説明がありました。

委員から、文化施設が県の中央部に集中していることで、中央部と郡部で地域間格差がある。郡部で文化芸術に触れる機会を拡大するために、どんなことを考えているかとの質問がありました。

執行部からは、施設が出前授業を行うことや、学校であれば施設に来てもらうのも一つの方策である。令和6年度からは中山間地域を中心にアーティストを派遣する取組を行っ

ており、それをより小さなイベントにも拡充している。また、地域と文化芸術団体等をつなぐ役割をアーツカウンシルという文化芸術振興組織が担うべきではないかと考えており、どのように強化していくのか、これから検討していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、学校もどんどん小規模化して専科の教員がいない。中央部には専科の教員がいるので、美術館とも交流がありスムーズにいく。郡部における文化施設の教育普及活動の活性化が図られるようにK P I を設定してほしいとの意見がありました。

別の委員から、基本方針にある文化芸術を活用した地域の振興は、これからはすごく大切である。ポイントとなるのは後継者、人材であり、今後、特に中山間地域等において生み出していくには、発表の場がいかにあるのかが関係すると思う。基本方針ごとの数値目標にある県内主要施設等における文化イベントの開催数や中山間地域における開催数は、まさに見方を変えれば発表の場につながるのではないか。発表の場を設けることが、後継者、人材につながり、それが地域の振興にもつながっていくと思うがどうかとの質問がありました。

執行部からは、今年度のよさこい高知文化祭2026の開催により、いろんな地域で様々なイベントが開催をされる。今まで中断していた人たちなどが、これを契機にやってみると、次につながっていくということを、ビジョンの改定にも入れている。文化だけでなく、地域に関わるイベントをやっていくことを、しっかりと後押しするようなビジョンにしていきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、地域の文化、芸能活動の発表の場が、イベントと言うと一過性のもののようなイメージを持つ。そうではなくて、よさこい高知文化祭2026をきっかけに、そういうものが復活し継続していく仕組みができれば、中山間の振興に向けていいきっかけになると思うとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎久保委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 1点いいですか。6ページの危機管理部についての、消防の県一化についてですけれども、委員からという、こういう要望が出されてるという中に、私もこのときに強く言うたんですけれども、いろんな自治体があると。具体的に、高知市と中土佐町のことを入れさせていただきました。高知市と中土佐町を入れるということではなくて、いろんな思いがあると。そういうのを丁寧に県として受け止めるべきだという言い方をしたと思うんですけれども、その辺りがないんじゃないかなと思うので、入れていただいたら

ありがたいです。どんなものでしょう。

- ◎ 各自治体がしっかりと議論して、参加をする、しないも含めて、そこに寄り添う形にしないと、というので入っているかなと私は思った。
- ◎ リスペクトしていきながらというようなことでは、まだ不十分ですか。
- ◎ 自治体によっていろいろな考え方もあるみたいなことを、私は強く言うたので。あるかね。
- ◎ やりたい中身を各自治体がしっかりと議論して、と。
- ◎ 丁寧に聞き取る必要があると思う。
- ◎ 結論を、県ありきじゃなくて、まずは自治体の議論を大事にするという。
- ◎ その部分を入れて欲しかったので、質疑もさせてもらいましたので。
- ◎ 具体的には何を入れたい。
- ◎ だから中土佐町と高知市のことを具体的に入れたいね。
- ◎ ここに、各自治体がしっかりと議論して、参加をする、しないも含めて、そこに寄り添う形にしないと、と入っている。高知市、中土佐町は入っていないけど。市町村名は。
- ◎ そういう自治体の思いをしっかりと受け止めた進め方をしろということがあれば。そこを強調したかったのだ。
- ◎ 結構強調した形で入れちゅうなって思ったけど。
- ◎ 私に言わせればちょっと弱い。これは〇〇委員が後で質問したがよね。
- ◎ でもトータルで入れてくれていると思うよ。

◎久保委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎久保委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《出先機関等調査取りまとめ及び県外調査について》

◎久保委員長 以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に、委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがあります。

まず１点目は、出先機関等の調査事項の取りまとめの委員会の開催日程についてです。
１つの案として７月３０日木曜日に開催してはどうかと思いますが、御意見をどうぞ。
小休にいたします。

(小休)

－日程について協議－

◎久保委員長 正場に復します。

それでは、７月３０日木曜日の午後１時より委員会を開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定しました。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させます。

◎書記 それでは、「危機管理文化厚生委員会県外視察日程案」により、県外調査の候補地について御説明します。

おおまかな候補地としては４つありまして、東北方面、中部・近畿方面、九州方面、台湾方面としております。

日程案①東北方面は、宮城県の白石市子育て支援施設の取組、秋田市のエイジフレンドリーシティの取組など、日程案②中部・近畿方面は、静岡県健康データやデータヘルス計画の活用について、京都市の文化財の活用と文化芸術振興の取組など、日程案③九州方面は、大分県日田市の認定こども園月隈こども園の取組、熊本地震震災ミュージアムＫＩＯＫＵの視察など、日程案④台湾方面は、花蓮縣政府の地震後の対応、高知県台湾オフィスの取組などを調査候補としています。

日程案とは別に調査候補先の資料、各候補先の地図を作成しております。カレンダーは、事務局で把握しております７月から９月までの議会関係のスケジュールになります。

本日は、調査する方面と日程を決めていただければと思っております。調査先との交渉はこれからですので、この候補以外でご希望があれば、調整したいと思います。

説明は以上です。

◎久保委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

－候補地等について協議－

(九州方面、次いで東北方面の意見が多数)

◎久保委員長 正場に復します。

それでは、調査先については、まずは、九州方面。相手先の都合によっては、東北方面。そして、調査日程については、9月の第1週で、1日、2日、3日なのか、2日、3日、4日なのかは、相手次第ということで決定をいたしました。

なお、細部の調整につきましては、正副委員長に一任願います。

(異議なし)

◎久保委員長 以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(10時24分閉会)